

8-8.
No. 16-

婦人の地位に関する資料

昭和 45 年 2 月

労働省婦人少年局

東京
婦人少年室
東婦收才
45.6.13
号

室長、補佐		係			
田	子	江	河		

婦人の地位に関する資料

目 次

I	わが国の婦人の地位の概況	1
1.	婦人の現状	1
2.	婦人の参政権獲得の経緯	7
3.	婦人週間について	8

II	婦人の地位向上に関する国際連合の活動 ...	12
----	------------------------	----

(国連婦人の地位委員会)

参 考

国連婦人の地位委員会の最近5年間の決議 ...	16
-------------------------	----

I わが国の婦人の地位の概況

1 婦人の現状

第二次大戦後の改革によって日本の婦人は法的、社会的に平等の地位を得たが、その後の急激な社会の変化に伴い、家庭や社会における婦人の地位や役割も大きく変化してきており、婦人に対する各分野での期待もいっそう増大している。

(1) 婦人の政治参加

婦人有権者は、有権者総数の過半数を占め、投票率も高く国の政治に大きな影響を与えるものとして、その動向が重視されている。

第1表 国会議員（衆議院）選挙における女子有権者数、投票者数及び投票率の推移

選挙年次	有権者数	投票者数	投票率	
			男	女
第23回総選挙 (1947年)	21,329,727 ^人	13,139,250 ^人	74.9 [%]	61.6 [%]
第25回総選挙 (1952年)	24,459,823	17,796,170	80.5	72.8
第27回総選挙 (1955年)	25,678,542	18,504,676	78.0	72.1
第29回総選挙 (1960年)	28,350,831	20,192,955	76.0	71.2
第31回総選挙 (1967年)	32,748,180	23,996,724	74.8	73.3
第32回総選挙 (1969年)	35,799,080	24,745,757	67.9	69.1

資料出所 自治省選挙局調

婦人議員は国会に21人（衆議員8人、参議員13人）、地方議会に534人進出されている。

議員総数に占める婦人議員の割合をみると、参議員で5.6%、衆議員で1.7%を占め、地方議会では都府道県議会1.4%、市議会1.2%、町村議会0.5%で行政区分が末端にいくほどその割合が低い。

またその他の公職につく婦人も多く、労働省婦人少年局長並びに各省課長、司法官、各地の教育委員、民生委員、人権擁護委員、児童福祉司その他に多数進出している。

(2) 教育水準の向上

1872年に学校制度が設けられ、1881年義務教育3年となりその後4年、6年と延長されさらに1947年から小学校6年、中学校3年の計9年となった。女子の就学率もすでに1900年には90%をこえ、現在男女ともほぼ完全に就学している。

さらに第二次大戦後、社会の近代化に伴い、女子が高等教育を受けることへの偏見も消え、所得水準の向上と相俟って、高校、大学への進学率は年々高まっている。

第2表 義務教育就学率の推移

(単位 %)

年次	総数	男	女
1873	28.1	39.9	15.1
1881	43.0	60.0	24.7
1892	55.1	71.7	36.5
1908	97.8	98.7	96.1
1947	98.6	98.6	98.6
1958	99.9	99.9	99.9
1968	99.9	99.9	99.9

- (注) 1. 就学率とは学令児童に占める就学児童の割合
2. 1947年以降は小学校、中学校の就学率の総計

第3表 高等学校進学率 (単位 %)

年次	高校進学率		大学、短大進学率	
	女	男	女	男
1955	47.4	55.5	14.9	20.9
1965	69.6	71.7	20.4	30.1
1969	79.5	79.2	22.3	24.1

第5、6表 資料出所 文部省 「学校基本調査」

(3) 女子雇用の増大

産業の拡大に伴い婦人労働力への需要が高まり、婦人の就労意欲の増大と相俟って婦人の雇用労働者を増加させている。とくに最近では既婚婦人や中高年婦人の就労増加が目立っている。

第4表 女子就業者数

(単位 1000人)

		15才以上女子 総数	有業者	無業者	うち就業希望者
1959	実数	3,335.7	15,439	17,917	3,932
	%	100.0	46.3	53.7 (100)	(21.9)
1968	実数	39,519	18,754	20,765	6,464
	%	100.0	47.5	52.5 (100)	(31.1)

資料出所 総理府 「就業構造基本調査」

第5表 女子雇用者数の推移

	男 女 別			未 既 婚 別			
	男 女 計	女	女 子 の 割 合	女子総数	未 婚	既 婚	う ち 死 離 別
	万人	万人	%	%	%	%	%
1955	1,783	508	28.5	100.0	64.7	35.3	14.4
1960	2,349	711	30.1	100.0	62.4	37.6	12.6
1965	2,910	920	31.6	100.0	54.1	45.9	11.6
1968	3,148	1,032	32.8	100.0	50.5	49.5	10.4

資料出所 総理府 「国勢調査」
「労働力調査」

(4) 市民活動

婦人組織は会員数延べ1,200万人近くを数えており、地域的な組織以外に具体的な目的をもつ団体がふえる傾向がある。活動の内容は、物価の安定、消費者保護、生活環境整備、政治浄化、公明選挙、平和など広範な問題にわたっており、一部にはプレッシャーグループとしての活動も活発である。

第6表 全国組織をもつ婦人団体

団 体 名	支部数・会員数	事 務 所 所 在 地
財団法人大学婦人協会	28支部、約2,200人	東京都文京区大塚2-1-6 桜蔭会旧館内
日本婦人有権者同盟	約6,000人	東京都渋谷区代々木2-2-1 婦選会館内
財団法人日本キリスト 教婦人矯風会	120支部、約5,000人	東京都新宿区百人町3- 360

団 体 名	支 部 数 ・ 会 員 数	事 務 所 所 在 地
主 婦 連 合 会	446 団体	東京都千代田区六番町 15 主婦会館内
日本基督教女子青年会	24 支部、約 1 万 1,000 人	東京都千代田区九段南 4-8-8
全国地域婦人団体連絡協議会	46 団体、約 650 万人	東京都港区芝公園 4 号地 東京児童婦人館内
財団法人全国未亡人団体協議会	49 団体、約 100 万人	東京都千代田区霞関 3-3-4
全国農協婦人組織協議会	47 団体、約 290 万人	東京都千代田区大手町 1-5 農協ビル内
全国友の会	159 団体、約 2 万人	東京都豊島区西池袋 2-20-11

注) 文部省または教育委員会が報告を受け、あるいは援助を行なっているもの。

参 考 婦 人 の 生 活 の 変 化

(1) 生活周期の変化

出生率の低下と平均寿命の延長は婦人の生涯における生活周期の型を変えつつある。

第 1 表 出生率、死亡率の推移

(千人率)

年 次	1940	1950	1960	1964	1966	1968
出生率	29.4	28.1	17.2	17.7	13.4	18.4
死亡率	16.5	10.9	7.6	6.9	6.8	6.8

資料出所 厚生省 「人口動態統計」

(注) 出生率、死亡率とも人口千人に対する割合

第2表 平均寿命の推移

(単位、年)

年次	1930	1950	1960	1964	1966	1968
男	44.82	63.60	65.32	67.67	68.35	69.05
女	46.54	67.75	70.19	72.87	73.61	74.30

資料出所 厚生省 「簡易生命表」

(2) 核家族化

出生児数の減少と子供の結婚後における親子別居傾向の増大により家族規模は縮少し、家族構成も単純化してきている。

第3表 平均出生児数の推移

(単位 人)

年次	1940	1952	1957	1962	1967
平均出生児数	5.14	3.61	2.93	2.30	1.69

資料出所 厚生省調べ

第4表 世帯構成人員の推移

(単位 人)

年次	1950	1955	1960	1965	1968
世帯人員	5.02	4.68	4.13	3.75	3.50

資料出所 厚生省調べ

(3) 余暇の増大

家庭生活の様式が変化し、家事労働が著しく軽減され婦人の生活時間の中に余暇時間を増大させている。

第5表 耐久消費財の普及状況

(単位 %)

		電気洗濯機	電気掃除機	電気冷蔵庫	テレビ	自動車
都市	1960	40.6	7.7	10.1	44.7	—
	1965	78.1	48.5	68.7	95.0	—
	1969	86.4	70.3	90.1	95.1	18.6
農村	1960	8.7	—	1.3	11.4	—
	1965	58.6	10.6	25.7	89.2	10.5
	1969	89.8	37.5	68.6	95.7	14.5

資料出所 経済企画庁「消費者動向
予測調査」

2 婦人の参政権獲得の経緯

明治の中頃から自由民権運動と共に男女同権を唱える婦人の動きがあらわれはじめ、婦人参政権についても関心が払われるようになった。

大正に入ってからはこの傾向は一層高まり、大正12年に婦人参政同盟、同13年に婦人参政権獲得期成同盟（のち婦選獲得同盟と改称）を結成し、実質的活動に入った。

昭和4年婦人公民法案が議会上程されたが、衆議院で否決された。同6年には衆議院では可決されたが貴族院では否決された。その後終戦にいたるまで婦選案の議会上程は行なわれず、婦選獲得同盟も昭和15年に解散した。

終戦の年の昭和20年、12月17日衆議院議員選挙法の改正が公布され、これによって日本の婦人ははじめて参政権を獲得し、昭和21年4月第2回衆議院議員総選挙において最初の参政権を行使した。（投票率男72.08% 女66.97%）

昭和22年2月 参議院議員選挙法施行に伴い、参政権はすべて男女平等となり、同年4月に第1回参議院議員選挙が行なわれた。（投票率 男68.44%

女 54.03%)

また同年4月地方公共団体の長及び議会議員の選挙が行なわれ、婦人の当選者も多数あった。

さらに昭和25年公職選挙法の制定により、民主政治発展のための選挙制度が確立された。

3 婦人週間について

労働省では婦人の地位向上のための啓発活動の一環として昭和24年から毎年、4月10日から一週間を“婦人週間”とし、年ごとに時代に即応したテーマを設定して婦人の地位向上のための運動を主唱しているが、週間中、関係機関、民間団体等の参加を得て、全国的に多採な行事が展開されている。

なお4月10日(昭和21年)は我国婦人が始めて参政権を行使した日である。

主要行事としては全国婦人会議、地方婦人会議がある。

また婦人週間のテーマを年代別にみると、昭和20年代には、意識面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点を置いていたが30年代には社会の変化に婦人が適応し、貢献することを基本的姿勢として、変動する社会における婦人の役割を、各分野の問題に関連してとりあげた。40年代に入ってから、このような流れをさらに進め、婦人の能力を生かすという問題を、自主性、社会性等違った角度からとりあげている。

婦人週間の目標及びスローガン

年次	目 標	スローガン
24年 (第1回)	1.婦人の解放に関する法律の正しい理解 2.婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3.婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もっと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25年 (第2回)	1.家庭から職場から封建制をなくしましょう 2.私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26年 (第3回)	1.婦人の市民としての意識を高める 2.婦人の市民活動を促進する	社会のためにやくだつ婦人となりましょう。
27年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会をつくるために権利と義務をいかしましょう。
28年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のばしましょう 自分で考え行動する力
29年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてましょう 一家庭や社会の 経済生活において一
30年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 一個人関係、地域社会、職場等において また 世論形成者として一	よりよい社会をつくる力になりましょう
31年 (第8回)	婦人の力を役立たせる 一とくに明るい家庭の建設のために一	みんなで日本の家庭を明るく

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
32年 (第9回)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	まず話しあいましょ う あかるい人間関係 をつくるために
33年 (第10回)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をとおして—	育てましょ う 正しい協同活動を
34年 (第11回)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	個人の自由と責任 が集団をそだてる
35年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活時間割を そして自由時間を —自分のために みんなのしあわ せのために—
36年 (第13回)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—	次の世代の成長に 婦人の深い英知を
37年 (第14回)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、 新しい秩序をそだてるために努力する。	生活に新しい秩序 をそだてよう —変化のはげしい 今日の社会にお いて—
38年 (第15回)	婦人が社会的良心を生かし育てて明るい社会 を築くよう努力する	みんなの社会的良 心に住みよいあす を築く
39年 (第16回)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	(な し)
40年 (第17回)	わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	(な し)

年 次	目 標	スローガン
41年 (第18回)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	(な し)
42年 (第19回)	婦人の能力を生かす	婦人の能力を生かす —ゆたかな人生の ためにあすの日 本のために—
43年 (第20回)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	婦人の能力を 社会のために
44年 (第21回)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもつて—	自主的な生活設計を —あなたの能力を 生かすために—
45年 (第22回)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	(な し)

Ⅱ 婦人の地位向上に関する国際連合の活動

(国連婦人の地位委員会)

国際連合はその憲章前文において、人間の尊厳と価値の原則、男女同権の原則をうち出し、国連の目的と原理として、性による差別のない人権と基本的自由の普遍的尊厳、厳守の促進をあげている。

国連における婦人の地位向上の活動は、主として経済社会理事会の機能委員会の一つである婦人の地位委員会の発議によって行なわれている。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や研究を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年サンフランシスコ会議において国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認され、これにもとづいて1946年、経済社会理事会は15カ国の委員をもつて構成(任期3年、毎年 $\frac{1}{3}$ 改選)する委員会の設置を決定した。1947年第一回会議を開催、以来1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。

委員国数は、1951年に3カ国、1961年に3カ国追加されたが、1966年7月更に11カ国の追加が決定し、32カ国の構成となった。

わが国としては、1950年の第4回会議に非公式オブザーバーが出席したのをはじめとして1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1963年までの2期にわたり谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後1965年3月の改選にあたり立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わり、さらに1967年5月の改選を経て、現在は

1968年から3カ年の任期中である。1966年以来引続き津田塾大学学長藤田たき氏が委員に任命されているが、1968年の第21回及び1969年の第22回会議にはNHK解説委員縫田嘩子氏が代理として出席した。第23回会議は1970年3月23日～4月10日にジュネーブにおいて開催されることになっており藤田たき氏が出席する。

1970年の構成国は次の32カ国である。

アフリカ(8) ボツワナ、ガーナ、リベリア、マダガスカル、
モロッコ、モーリタニア、アラブ連合、チュニ
ジア

アジア(6) 日本、イラン、マレーシア、イラク、フィリピン、
サイプラス

ラテンアメリカ(6) チリ、コスタリカ、コロンビア、ドミニカ、ニ
カラグア、ウルグァイ

西欧その他(8) フランス、英国、米国、オーストリア、ベルギー、
カナダ、ノルウェー、スペイン

東欧(4) ソ連、ルーマニア、ハンガリー、白ロシア

婦人の地位委員会は従来次のような議題について審議してきた。

婦人の政治的権利

婦人参政権条約

婦人の市民・政治教育

国籍

結婚婦人の国籍に関する条約

私法における婦人の地位

結婚生活およびその解消における男女の権利と義務

婦人の尊厳にかかわる慣習、旧法および行為

税 法

刑 法

教育

普通教育

職業指導および職業技術教育

教育、科学、文化を通して婦人の向上をはかる

ユネスコの長期計画

経済的権利および機会

主要専門分野への婦人の養成および雇用

同一労働同一報酬

I L O 同一報酬条約および勧告

定年と年金を受ける権利

家庭責任をもつ婦人労働者

家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告

パートタイム労働と働く中高年婦人

手工業および家内工業における婦人の機会

家族計画

婦人の進歩のための統一的長期国連計画の作成

婦人に対する差別

婦人に対する差別撤廃宣言

わが国より同委員会の会議出席状況は次のとおりである。

第4回	1950	レークサクセス	オブザーバー	2名
5	1951	〃	〃	4
6	1952	ジュネーブ	正式オブザーバー	1
7	1953	ニューヨーク	〃	〃
9	1955	〃	正式及び非公式 オブザーバー	各1
10	1956	ジュネーブ	非公式オブザーバー	1
11	1957	ニューヨーク	正式オブザーバー	〃
12	1958	ジュネーブ	代表、代表代理 オブザーバー	各1
13	1959	ニューヨーク	代表、代表代理	〃
14	1960	ブエノスアイレス	〃	〃
15	1961	ジュネーブ	代表、代表代理 顧問	〃
16	1962	ニューヨーク	代表、代表代理	〃
17	1963	〃	代表、代表代理 顧問	〃
18	1965	テヘラン	正式オブザーバー	2
19	1966	ジュネーブ	代表、顧問	各1
20	1967	ニューヨーク	代表、代表代理 顧問	各1
21	1968	〃	代表代理、顧問	各2
22	1969	〃	〃	各2

参 考 国連婦人の地位委員会の最近 5 年間の決議

第 18 回会議 (1965 年)

- ・ 婦人の政治的権利
- ・ 婦人の政治、市民教育
- ・ 有能な婦人指導者部隊または幹部養成のためのセンター設置
- ・ 婦人の地位国内委員会、またはこれに類する既存の国内組織相互間の地域段階での協力
- ・ 婦人の進歩のために加盟国が利用しうる資源に関する事務総長報告の出版
- ・ 技術援助その他の計画により婦人の進歩のために利用しうる資源の使用
- ・ 家族計画
- ・ 人権の分野における助言的事業
- ・ 私法上の婦人の地位
- ・ 家庭責任をもつ婦人労働者
- ・ パート・タイム労働
- ・ 少女と婦人の技術、職業教育と訓練
- ・ 決議と勧告の効果
- ・ 婦人の文盲教育および継続教育
- ・ 少女と婦人の中等教育および技術、職業教育への機会

第 19 回会議 (1966 年)

- ・ 婦人に対する差別撤廃宣言案
- ・ 人権に関する定期報告
- ・ 婦人の政治的権利

- ・ 家族計画
- ・ 婦人の進歩に関する国連援助
- ・ 婦人の進歩のための長期計画の実施
- ・ 人権の分野における助言的事業
- ・ 親の権利と義務
- ・ 婦人の教育の機会
- ・ 科学的、技術的進歩の婦人労働者の地位に及ぼす影響
- ・ 婦人労働者保護のため国際基準
- ・ 家庭責任をもつ婦人の雇用
- ・ 家事労働者の雇用
- ・ 国際人権年

第20回会議（1967年）

- ・ 婦人に対する差別撤廃宣言案
- ・ 人権に関する定期報告
- ・ 憲法、選挙法、その他の婦人参政権に関係ある法律に関する報告
- ・ 婦人の市民、政治教育に関するセミナー
- ・ 後見を含む親の権利と義務
- ・ 婚姻外出生者に対する差別の研究
- ・ 婦人に特に関係のあるユネスコ活動
- ・ 婦人の高等教育の機会
- ・ 婦人の経済的権利及び機会
- ・ 婦人の地位に関するセミナー
- ・ 人権の分野におけるフェローシップ計画
- ・ 農村地域における少女及び婦人の教育と職業訓練
- ・ 地域開発計画への婦人の参加

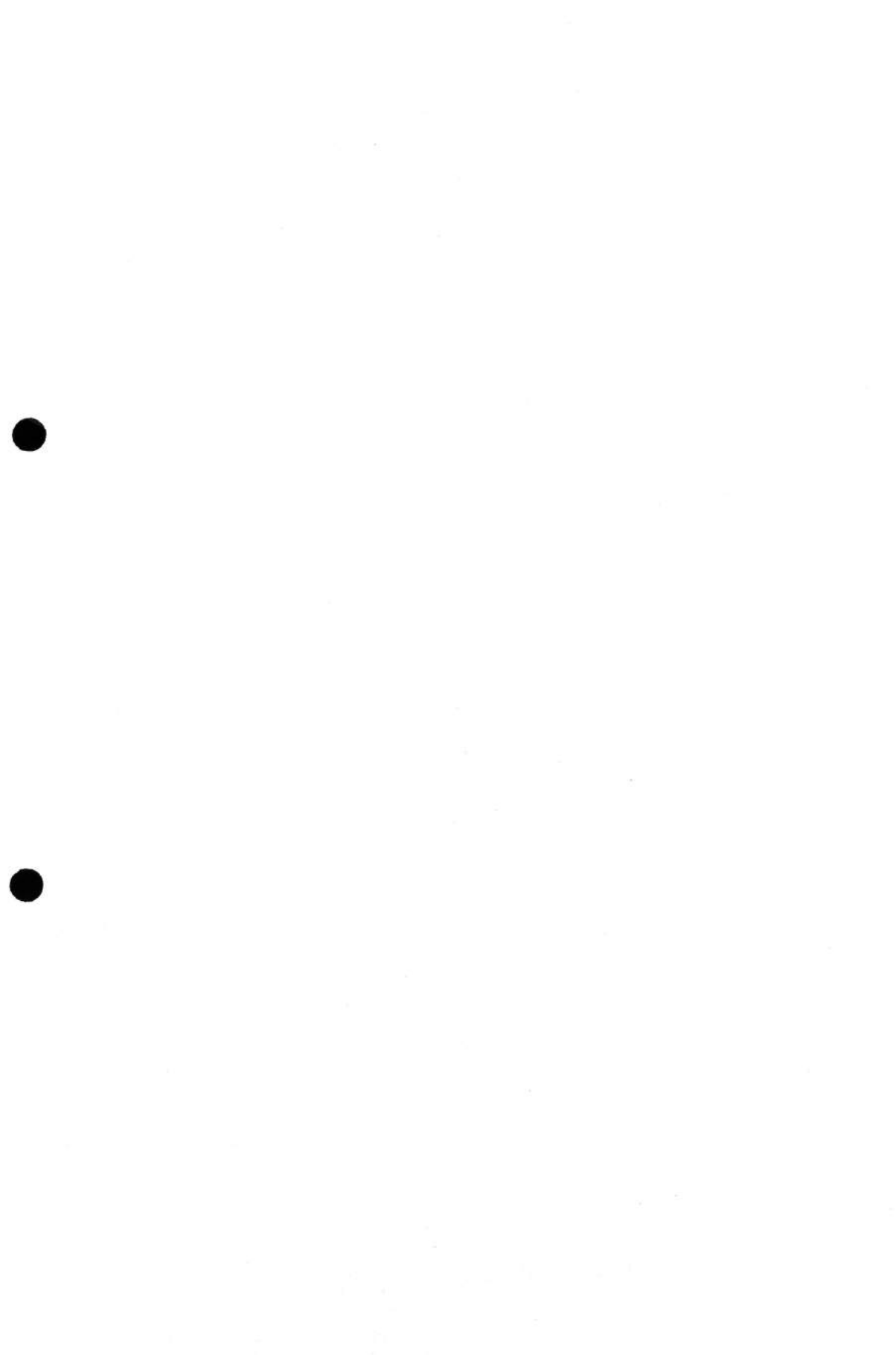
- ・ 婦人の進歩のための国連援助
- ・ 国際人権年

第21回会議（1968年）

- ・ 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位
- ・ 婦人の政治的権利
- ・ 婦人に対する差別撤廃宣言の実施
- ・ 婦人の地位に影響するあらゆる形の奴隷制度と奴隷売買の慣行を根絶するために国連がとりうる措置
- ・ 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助
- ・ 人的資源の開発と活用
- ・ 家族計画と婦人の地位
- ・ 婦人の技術、職業教育
- ・ 人権の分野における助言的事業
- ・ 科学、技術の進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響

第22回会議（1969年）

- ・ 婦人政治的権利
- ・ 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位
- ・ 外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響
- ・ 緊急時、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護
- ・ 婦人に対する差別撤廃宣言の実施
- ・ 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助
- ・ 婦人の地位委員会会議の周期
- ・ 婦人の経済的権利及び機会
- ・ 婚姻の同意、最低年令及び登録に関する勧告の実施
- ・ 婦人の教育の機会



GAa1/1

8-8-16



女性と仕事の未来館



00949950